

# 地域主権第2次一括法に基づく

## 苫小牧市立図書館条例の一部を改正する条例案の概要

### 1 経緯

#### (1) 図書館法の一部改正

平成23年8月30日公布された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成23年法律第105号。以下「地域主権第2次一括法」という。)において、図書館法の一部改正が行われ、平成24年4月1日から施行されることとなりました。

具体的には、地域の実情に応じて一層幅広い分野の者が図書館協議会の委員となることが促進されるよう図書館法第15条に定める図書館協議会の委員の任命に当たり満たすべき基準の「学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から」が削除され、これを条例において定めることとし、条例で定める委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとされました。

#### (2) 図書館法施行規則の一部改正

平成23年12月1日に、図書館法施行規則の一部を改正する文部科学省令が公布され、条例を定めるに当たって参酌すべき基準として「学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命することとする」が定められました。

#### (3) 苫小牧市立図書館条例の一部改正

本市では、「図書館法」及び「苫小牧市立図書館条例」に基づく「苫小牧市立中央図書館」があり、協議会を置いていることから、当該条例を改正し、委員を任命するに当たり満たすべき基準を定めることとなりました。

### 2 条例改正の概要

#### (1) 現行の協議会委員の任命に当たり満たすべき基準

「図書館協議会」の委員を任命するに当たり、図書館法第15条の規定に基づき、「学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者」の中から選出しています。

## (2) 苫小牧市立図書館条例の一部改正案の内容

苫小牧市立中央図書館においては、公共図書館として市民の生涯を通した様々な情報と学習機会の提供など図書館法による図書館奉仕の充実に努めています。

今回の条例改正案では、協議会の委員の任命基準を定めるに当たり、文部科学省令で定める基準を参酌した結果、同省令で定める「学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者」とし、これまでどおり学校教育をはじめ社会教育活動などに取組む委員の構成による協議会の運営及び事業、施設運営に取り組んで参りたいと考えています。

## 3 施行日

地域主権第2次一括法による図書館法の一部改正及び図書館法施行規則の一部を改正する文部科学省令が平成24年4月1日施行とされていることから、本条例についても平成24年4月1日施行を予定しています。